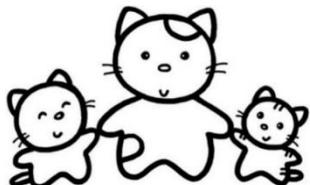


【認可外保育施設等用】

# 施設等利用給付認定申請のてびき



蕨市 健康福祉部 子ども未来課 保育係  
〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号  
TEL 048-433-7758（直通）

## 1. 施設等利用給付認定とは

施設等利用給付認定は、認可外保育施設等の利用料の無償化を受けるために必要な認定です。市へ認定申請を行い、認定通知書を受領してください。

※認可保育園等を利用する際の、教育・保育給付認定とは異なります。

※特定教育・保育施設（認可保育園・小規模保育園等）に在園している児童、企業主導型保育事業を利用している児童は対象外です。

## 2. 認定区分について

施設等利用給付認定は、利用する児童の年齢によって、以下の区分に分かれます。

認定区分	対象となる児童	利用している施設・事業
新2号認定	3～5歳児 ※保育の必要性がある児童	<ul style="list-style-type: none"><li>・認可外保育施設（注1）</li><li>・ベビーシッター（注1）</li><li>・一時預かり事業</li><li>・病児保育事業</li><li>・ファミリー・サポート・センター事業</li></ul> <p>※新制度未移行幼稚園の預かり保育利用料の無償化については、教育部学校教育課が担当となります。</p>
新3号認定	市町村民税非課税世帯の0～2歳児 ※保育の必要性がある児童	<p>（注1）下記2点を満たす施設に限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①市区町村の「確認」を受けた施設</li><li>②認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設</li></ul>

## 3. 保育の必要性について

新2号認定・新3号認定を受けるためには、保護者（父母）がそれぞれ次の「保育の必要性の理由」のいずれかに該当する必要があります。

1. 就労 月64時間以上労働することを常態とすること。※月は4週間で計算します。
2. 出産 出産予定日の前6週（多胎児は14週）から出産後8週であること。
3. 病気・障害 疾病にかかりもしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。
4. 看護・介護 長期にわたる病気や心身に障害がある親族を常時看護または介護していること。
5. 災害 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当っていること。
6. 求職活動 求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っていること。
7. 就学 学校教育法に規定する学校等または職業訓練校に在学していること。
8. 虐待・DV 虐待やDVのおそれがあると判断される場合。
9. その他 1から8に類する状態にあり児童を保育することができないと市長が認めたもの。

※育児休業取得中に、新たに認可外保育施設等の利用を開始した場合は該当しません。

### 育児休業中の在園児の「保育の必要性」の認定について

育児休業は保育の必要性の理由には当たりませんが、保護者が下のお子さんの育児休業を取得する場合、育児休業の取得前にすでに認可外保育施設を利用していたお子さんについては、その育児休業期間中は給付の対象となり、認定を継続できます。

#### 4. 申請に必要な書類

- 申請書類は児童1人につき1部ずつ必要になります。
- 同時に2人以上で申請する場合、2人目以降の②の書類はコピーでの提出ができます。
- 申請書類について、記載事項に虚偽があった場合や不足書類があった場合には、申請が無効となります。

##### ①蕨市施設等利用給付認定申請書（蕨市指定様式）

##### ②保育が必要な状況等を証明するもの

理由	提出書類	対象者
就労	就労証明書（注1）（注2）（国の標準的な様式）	保護者（事実婚の方も含みます。）
出産	母子健康手帳のコピー（保護者氏名、出産予定日記載箇所）	
病気・障害	医師の診断書又は障害者手帳のコピー等	
看護・介護	看護・介護対象者の医師の診断書又は障害者手帳のコピー等	
災害復旧	り災証明書の写し（市民課発行）	
求職活動（注3）	求職中の申出書（蕨市指定様式）	
就学	在学証明書およびカリキュラム等	
虐待・DV ／その他	子ども未来課保育係へご相談ください。	

（注1）採用予定および育児休業復帰予定の方は、実際に勤務開始後、就労証明書の再提出が必要となります。

（注2）証明者と代表者の名前が同一の場合は、確定申告書・開業届・営業許可書・請負契約書・受注書等の事業を継続して実施していることが分かる書類のコピーと、就労時間の実績が客観的に分かる書類のコピーを添付してください。

（注3）求職活動の方は、認定期間が2か月間となります。期間経過後の再度の求職活動による認定は原則認めません。求職活動中に就労等が決まった方は、変更申請書（蕨市指定様式）を子ども未来課保育係に提出してください。

##### ③支払金口座振替依頼書

##### ④個人番号（マイナンバー）を確認するための書類

施設等利用給付認定申請に関する書類には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。

申請の際「個人番号確認」と「身元確認」を行いますので、下記の書類をお持ちください。

マイナンバーカードをお持ちの方	マイナンバーカードのみで「個人番号確認」と「身元確認」ができます。	
マイナンバーカードをお持ちでない方	個人番号確認	通知カード、個人番号が記載されている住民票の写し
	身元確認	顔写真がある身分証明書1点（運転免許証、パスポート等）または、顔写真がない身分証明書2点（公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳等）

##### ⑤他の書類（該当者のみ）

##### 在留カードの表面と裏面のコピー（保護者のみ）

※在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職活動を理由に申請することはできません。

## 5. 申請締切日

利用開始希望月の前月末までに、必要書類を子ども未来課保育係までご提出ください。

※郵送・FAX等での申請はできません。

※月末が閉庁日（土日祝日）であった場合、その前の開庁日が締め切りとなります。

## 6. 給付金額

給付額（月額）	
0歳児～2歳児（非課税世帯）	3歳児～5歳児
上限 42,000 円	上限 37,000 円

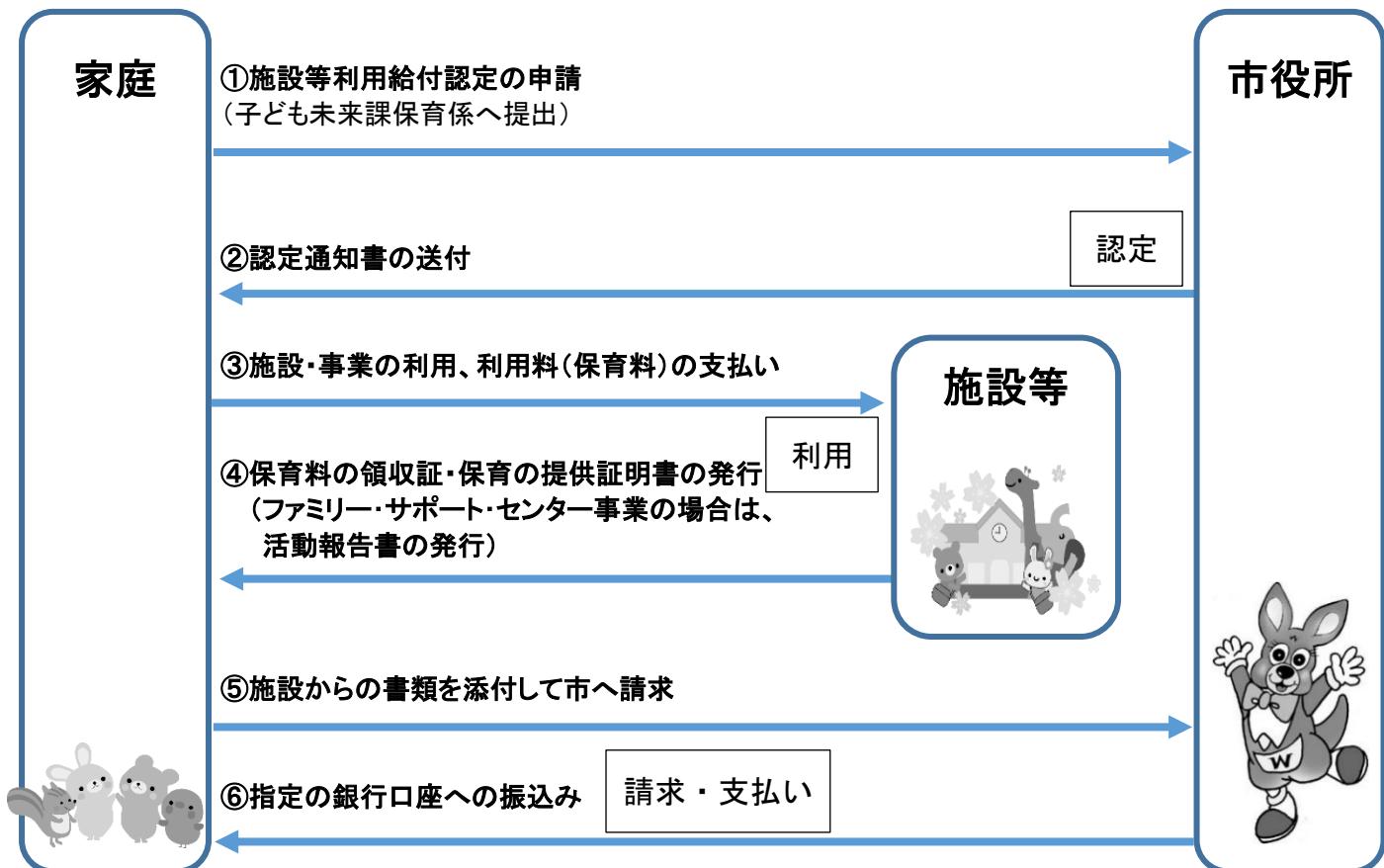
※複数施設・事業の利用の場合、合算が可能です。

※対象施設・事業であることを市区町村が「確認」した施設・事業に限ります。

※保育料・利用料が給付額を下回る場合、実際に支払った金額が給付額となります。

※合算対象となるのは「利用料（保育料）」のみです。給食費・行事費等の実費徴収分は対象外です。

## 7. 申請から給付までの流れ



## 8. 蕨市内の対象施設

認可外保育施設	・蕨市立病院内保育施設（事業所内保育所） ・ベビーシッター
ファミリー・サポート・センター事業	・わらびファミリー・サポート・センター ・緊急サポート・センター
病児保育事業	・病児保育室にじのへや
一時預かり事業	・さくら保育園 ・たんぽぽ保育園 ・くるみ保育園 ・さつき保育園 ・ひなた保育園 ・わらび幼稚園ベビー保育室

※市外の認可外保育施設等をご利用の場合は、その施設が各市町村の「確認」を受けているかをご確認ください。

※認可外保育施設については、下記2点を満たしているかご確認ください。

- ①各区市町村の「確認」を受けている施設
- ②認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設  
→直接施設にお問い合わせいただきか、施設の所在自治体のホームページにてご確認ください。

## 9. その他

- ①申請内容または家庭状況等に変更があった場合は、「施設等利用給付認定変更申請書兼家庭状況変更届（蕨市指定様式）」を速やかに子ども未来課保育係へ提出してください。
- ②毎年6月に市町村民税額が変更されることに伴い、新3号認定の要件を満たすこととなる子どもへの認定および新3号認定の要件を満たさなくなる子どもへの認定取消を行ないます。
- ③毎年4月頃に「現況確認」のため「施設等利用給付認定現況届（蕨市指定様式）」および保育ができない状況等を証明する書類を子ども未来課保育係に提出していただきます。